また、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

ただし、下記㋐から㋒までは同一工事の経験を有し、㋓及び㋔は同一工事の経験でなくてもよいが、すべての経験を有すること。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。

㋑　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋の工事。

又はＰＣ橋の張出し架設の工事。

㋒　架設工法が、固定支保工以外の架設工法である工事。

㋓　道路橋又は鉄道橋における鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（上端）までの高さ）が20m以上の工事。

㋔　橋脚（又は橋台）の基礎形式が深礎杭で、杭径４m以上の工事。

また、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成19年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす同種工事の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(b)㋓及び㋔の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（上記(b)㋓及び㋔は、同一工事の経験でなくてもよいが、両方の経験を有すること。）。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(b)㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（上記(b)㋐から㋒までは、同一工事の経験であること。）。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

単体有資格業者及び経常ＪＶの同種工事の経験が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

(c)　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成19年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「異工種ＪＶの同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記(A)及び(B)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

ただし、下記(A)及び(B)は同一工事でなくてもよいが、両方の施工実績を有すること。

(A)　道路橋又は鉄道橋における鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（上端）までの高さ）が20m以上の工事。

(B)　橋脚（又は橋台）の基礎形式が深礎杭で、杭径４m以上の工事。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、平成19年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(A)から(C)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

ただし、下記(A)から(C)までは、同一工事の施工実績を有すること。

(A)　道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。

(B)　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋の工事。

又はＰＣ橋の張出し架設の工事。

(C)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法である工事。

また、上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

なお、異工種ＪＶの構成員の配置予定技術者は、当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

異工種ＪＶの同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

(d)　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(e)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

(f)　在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(f)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。